**○法務省告示第十五号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表ぷれすはやしの項中「岐阜県岐阜市近島五丁目十―七」を「岐阜県岐阜市東改田四十一番地一」に改める。

**○法務省告示第十六号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表株式会社帆風の項中「印刷」の下に「、製本」を加える。

**○外務省告示第九号**

平成二十四年十二月十二日、国際連合安全保障理事会において、リベリア情勢に関し、武器禁輸措置等の期限を今後十二か月間延長すること等を決定する次の決議が採択された。

平成二十五年一月十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

（訳文）

二千十二年十二月十二日に国際連合安全保障理事会がその第六千八百八十四回会合において採択した決議第二千七十九号（二千十二年）

安全保障理事会は、

リベリア及び西アフリカにおける情勢に関する従前の決議及び議長声明を想起し、

二千六年一月以降、リベリア政府が、国際社会の支援を得て、全てのリベリア国民の利益のためにリベリアの再建を持続的に進展させてきたことを歓迎し、

リベリアの木材部門における進展は、二千六年十月五日に署名され法律となった国家森林改革法、並びに歳入の透明性（リベリア採取産業透明性イニシアティブ令）並びに土地及び保有権の解決（森林地に関するコミュニティ権利法及び土地委員会令）に関連するその他の新たな法令の効果的な実施及び執行に関して継続しなければならないことを強調し、

リベリア政府に対し、リベリアにおけるキンバリー・プロセス証明制度の効果的な実施を確保するために、その約束を再確認して一層の努力すること及びダイヤモンド原石の密輸を防止するために可能なすべての措置をとることを奨励し、

リベリア政府に対し、特に地方事務所において、金部門に対する統制を改善し、この関連で必要な立法を採択し、金生産部門で効果的な管理を確立するために努力を傾注することを奨励し、

リベリア全域で治安を改善し、政府が同国全域、特に人口集中地、国境地帯、並びにダイヤモンド、金、木材及びその他の天然資源を生産するリベリアの地域において権限を確立することを支援する上で、国際連合リベリア・ミッション（ＵＮＭＩＬ）が引き続き重要であることを強調し、

国際連合リベリア専門家パネルの報告書（Ｓ／二〇一二／九〇一）に留意し、

リベリア政府による決議第千五百二十一号（二千三年）の条件を満たすための努力を支援する決意を強調し、国際連合平和構築委員会の関与を歓迎し、支援国を含む全ての利害関係者に対し、リベリア政府のかかる努力を支援することを奨励し、

国際連合平和維持活動と安全保障理事会制裁委員会の専門家パネルの間の協力及び情報共有に関する、平和維持活動局の指針の実施を確認し、

リベリアの全ての指導者に対し、平和を定着させリベリアの民主的発展を前進させるために、意味のある和解及び包含的な対話を促進することを要請し、

著しい進展があったにもかかわらず、リベリアにおける情勢がこの地域において国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　決議第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課された措置が引き続き効力を有することを再確認し、第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課される金融上の措置の実施に関する進展の欠如を深刻な懸念をもって留意し、リベリア政府に対し、その義務を果たすために全ての必要な努力を継続することを要求する。

2　この決議の採択の日から十二か月の間、以下の措置をとることを決定する。

(a)　決議第千五百二十一号（二千三年）4の規定により課された渡航上の措置を延長する。

(b)　決議第千五百二十一号（二千三年）2の規定により初めに課され、第千六百八十三号（二千六年）1及び2の規定、第千七百三十一号（二千六年）1(b)の規定、第千九百三号（二千九年）3、4、5及び6の規定、並びに第千九百六十一号（二千十年）3の規定により修正された武器に関する措置を延長する。

(c)　リベリア全土にわたる安定化の進展に照らして、制裁レジームの全て又は一部の措置を修正又は解除する可能性も視野に入れて、本項及び上記1の規定の措置を見直す。かかる見直しは上述の十二か月の期間の終了時に実施されるものとするほか、二千十三年五月三十日以前に、中間見直しを行う。

3　更に、リベリア政府が、同理事会に対し、決議第千五百二十一号（二千三年）に定める措置を終了させるための条件が満たされたことを報告し、その評価を根拠付ける情報を同理事会に提供した場合には、リベリア政府の要請により上記の措置を再検討することを決定する。

4　リベリア政府及びリストへの掲載を求める関係国に対し、専門家パネルの支援を受けつつ、必要に応じて遅滞なく、渡航禁止及び資産凍結リストへの掲載についての公に入手可能な理由を更新したものを提供することを要請する。

5　リベリア政府及びコートジボワールに関する専門家グループと協力しつつ以下の業務を遂行するため、この決議の採択の日から十二か月間、決議第千九百三号（二千九年）9の規定に従い任命された専門家パネルの任務を延長することを決定する。

(a)　決議第千九百三号（二千九年）により改められた武器に関する措置の実施及び違反（第千五百二十一号（二千三年）4(a)及び第千五百三十二号（二千四年）1に規定する委員会による個人の指定に関連する情報を含み、また、天然資源のような、武器の不法な取引のための様々な資金源を含む）を調査し、それらについての中間報告及び最終報告を作成するために、リベリア及び近隣諸国への二回の事後評価ミッションを実施すること。

(b)　特にチャールズ・テイラー元大統領の資産に関することを含め、決議第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課される措置の影響、有効性及び継続的必要性を評価すること。

(c)　決議第千五百二十一号（二千三年）4の規定及び第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課された措置の実施を促進するため、リベリア及び地域の諸国の能力が強化され得る分野を特定し、それらに関する勧告を行うこと。

(d)　リベリアの法的枠組みが発展しつつあるという文脈において、森林及びその他の天然資源が、不安定さにではなく、平和、安全及び開発に貢献している程度、及び関連する法令（国家森林改革法、土地委員会令、森林地に関するコミュニティ権利法、及びリベリア採取産業透明性イニシアティブ令）及びその他の改革の努力がこのリベリアの変化に貢献している程度を評価すること、並びに、そのような天然資源が、持続的な平和及び安定に向けたリベリアの進展に対してより一層貢献しうる方法について、勧告を行うこと。

(e)　二千十三年に計画されているキンバリー・プロセスによる訪問の最中も含め、キンバリー・プロセス証明制度と積極的に協力し、リベリア政府のキンバリー・プロセス証明制度の遵守について評価すること。

(f)　この項に掲げる全ての事項に関し、二千十三年六月一日までに委員会を通じ理事会に対し中間報告を提出し、二千十三年十二月一日までに委員会を通じ理事会に対し最終報告を提出すること、また、適当な場合にはそれらの期日より前に、特に決議第千五百二十一号（二千三年）10の規定の二千六年六月の解除以降の森林部門、及び第千五百二十一号（二千三年）6の規定の二千七年四月の解除以降のダイヤモンド部門の進展状況について、委員会に対し非公式に最新の状況を提供すること。